| する | また、提案書様式は町ホーム |
|-------------|------------------------------------|
| 日ま | 任意の様式でも受け付けします。 |
| た場る | IC. |
| ¥ 2 | 案書こ事業内容、径貴などを記載総務クルーンて用意している損 |
| まれ | |
| 金保 | 283万円 (町民税の1%相当額) |
| 30 日 | ■予算総額 |
| 訂正 | 平成20年12月1日(月まで |
| から | ■募集期間 |
| 除証 | に予算化されます。 |
| 「社 | 採択された事業は、平成2年度 |
| た国 | 算検討委員会で内容を審査します。 |
| 証明 | なお、提案された事業は、町民予 |
| 牛 | しています。 |
| 0 毎 | けて、みなさんからの提案を募集 |
| 添付 | 町では、来年度の事業実施に向 |
| 年金 | を提案していただく制度です。 |
| 付 | 1%相当額(町民予算)の使い道 |
| 月 1 | おり、町民のみなさんに町民税の |
| 除と | もに進めていくことを目的として |
| 玉 | まちづくりを町民のみなさんとと |
| 険料 | 町民予算提案事業は、夢のある |
| 額が | 事業募集のお知らせ |
| 国ね | 平成2年度町民予算提案 |
| k+ [| |
| | 総務グループ |
| - 47 | |
| 74 | 1 27 3 2 8 8 |
| | ださい。 |
| | 問詳しくは、児童館におたずねく |
| | |
| | ŦI |
| ъ | ` |
| ŧ | 平日は、午前9時15分より午後 |
| 問詳 | ■利用時間 |
| ー ペ ー | のみ利用できます。 |

| 町民保健グループ | ☎2-2111又は2-4162までお問い合わせください。 詳しくは、総務課総務グループ 詳しくは、総務課総務グループ |
|----------|--|
| | 民保健グ |

| http://www.sia.go.jp/ | 課税対象となる年金を受けてい |
|-----------------------|--|
| ◎社会保険庁ホームページ | が課せられます。 |
| さい。 | |
| ロードできますのでご利用くだ | は退職を事由とする年金には、所 |
| | 組合などから支給される老齢また |
| また、社会保険庁ホームペー | 厚生年金、国民年金及び各共済 |
| 紙があります。 | お客親が祭神智書にてして」 |
| または年金相談センターにも用 | 失憲規実許可言書について、 |
| ※お急ぎの場合は社会保険事務所 | 「甲位を受けているうり |
| 165にお電話ください。 | 2 0 2 4 6 - 2 3 - 5 6 1 6 |
| イヤル」20570-05-1 | 平社会保険事務所 |
| を送付しますので、「ねんきんダ | 利用ください。 |
| きや失くした場合は、「申告書」 | 間最寄りの社会保険事務所をご |
| ※扶養親族等申告書が届かないと | ~平成2年3月13日金 |
| ご注意ください。 | 設置期間 平成2年11月4日火 |
| し引かれることになりますので | ☎0570107011 17 |
| べて、年金から所得税が多く差 | 「控除証明書専用ダイヤル」 |
| は、申告書を提出した場合に比 | の手続きをしてください。 |
| ※申告書を提出していない場合 | ないときや失くした場合は再交付 |
| 控除を受けるための大切な届です。 | 控除証明書」(八ガキ)が、届か |
| ※扶養親族等申告書は、所得税の | 「社会保険料(国民年金保険料) |
| 未満の場合。 | ●控除証明書を失くしたとき |
| ②65歳以上の受給者で158万円 | 書に添付する必要があります。 |
| 未満の場合。 | 控除証明書」も申告する方の申告 |
| ①65歳未満の受給者で108万円 | 分の「社会保険料(国民年金保険料) |
| されません。 | 告してください。この場合、ご家族 |
| 額が次の場合は「申告書」は送付 | 分の社会保険料の額と合算して申 |
| 受けている方と、老齢年金の年金 | 年末調整等の手続きの際に、ご自 |
| ただし、障害年金・遺族年金を | 税等の控除対象となりますので、 |
| 書」が送付されます。 | 納付額の全額が納付した方の所得 |
| 年金等の受給者の扶養親族等申告 | 金保険料を納付した場合は、その |
| より毎年10月下旬から順次「公的 | 義務があります。ご家族の国民年 |
| このような方には、社会保険庁 | 主及び配偶者も連帯して納付する |
| しなければなりません。 | 人だけではなく、その世帯の世帯 |
| 給者の扶養親族等申告書」を提出 | 国民年金保険料は、被保険者本 |
| など)に対して「公的年金等の受 | 世帯で連帯して納付 |
| 毎年、年金の支払者(社会保険庁 | ●国民年金保険料は、 |
| る方は、所得税法上の規定により、 | に同様の証明書が送付されます。 |



| (土) (月~金) (月~金) (上) | 金保時員 | ■ 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 | ■ ま 申 月 平 受 す 込 戒 26 成 付 。み 成 日 20 期 を 21 年間 次 年 児 平 第00 月 (保) | お知らせ |
|--|---------------------------------------|--|--|------|
| 午前7時30分~午前8時午後4時~午後6時 | 午 前 8 8 時 5 12 午 | 月1日までに生まれた児童 「日本でに生まれた児童 「日本る年齢と定員 「日本る年齢と定員 「日本の日の一丁目八番地 の午前8時30分~午後5時 | 平成1年度保育所入所 平成1年度保育所入所 平成1年度の保育所入所児童の 平成21年度の保育所入所児童の マ成20年12月1日~平成20年12 月1日~平成20年12 | |

| 児 21 朱成 刈 を年 に21 次度 つ左 | ■ ずねいです。 「「「「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「」」」 「」」」 「」」 「」 | ■ -時呆育こついて ※在職証明書 ※課税証明書 ※課税証明書 ※報図(保育所から自宅まで) ※本職中の場合は、ハローワーク カードの写し | |
|--|--|--|---|
| ■その作 第3子以降に対しては、幼稚園 におたず ねください。 27 - 2 2 2 1 | ●預かり保育を利用するときは併 一年前7時30分~午前8時、 午前7時30分~午前8時、 午後1時45分~午後6時 | ■申込み方法 ◎町民バス(通園用)を利用する ○町民バス(通園用)を利用する ○町民バス(通園用)を利用する ○町民バス(通園用)を利用する | ● 4 月 1 日までに生まれた児童 ● 4 月 1 日までに生まれた児童 ● 申し込み場所 ● 申し込み場所 ● 申し込み場所 ● 申し込み場所 ● 申し込み場所 1 日までに生まれた児童 ● 申し込み場所 1 日 |

| のうえ、館長 | 入館対象未道 | 加できません。 | | ありません。 | 入館手続き、 | に児童館を利用する児童。 | 入館対象児童で | 入館申し込 | 【日々来館児童】 | *おやつ代 | * 保護者会費 | *児童館使用料 | 次の費用負担(月額)があります | を利用する児童。 | 者がおらず、 | 入館対象児童で昼間家庭に保護 | 入館申し込 | 【登録児童】 | ■入館基準 | 広野町中- | 広野町児童館 | ■入館申し込 | 登録児童 | ■募集定員 | 平成20年12 | 平成20年12月 | ■受付期間 | 小学1年生 | ■入館対象未満児 | ます。 | 申込みを次の要領により受け付け | 平成21年度広野町児童館児童の | 児童申込み受付 | ! | 児 |
|-------------|---------------|---------|-------|--------|----------|--------------|---------|----------|----------|-------------|-------------|------------------|-----------------|----------|--------|----------------|----------|--------|-------|-----------|--------|------------|-------|-------|----------|----------|-------|-----------|----------|-----|-----------------|-----------------|-------------------|---|---|
| の許可を得 | 満児童は四 | 。日代名種に | すった重三 | | 及び費用 | 用する児童 | 重で、時々 | し込みは不要です | Ŧ | 2 0 0 | | | 担(月額)が | 重。 | 年間を通り | 重で昼間室 | し込みが必要です | | | 中央台一丁目六番地 | ÊË | し込み用紙及び提出先 | 約100名 | | 12月26日まで | 月1日から | | 年生から5年生まで | 満児 | | 要領により | 広野町児 音 | み受付に | | 童 |
| 館長の許可を得て午前中 | 館対象未満児童は保護者同伴 | 1事には参 | | | 及び費用の負担は | 鸟 | 々遊ぶため | です。 | | 0 0 円 | 3 0 円 | 5 2 0 円 | あります。 | | して児童館 | ③庭に保護 | です。 | | | 日六番地 | | ひ提出先 | 白 | | C | 5 | | 生まで | | | リ受け付け | 里館児童の | に つい て 館 | Í | 館 |